

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人国際医学研究振興財団（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人の理事には、各年度の報酬等の総額が400万円の範囲内で本条および次条に定める報酬を支給する。

- 2 この法人の監事には、各年度の報酬等の総額が100万円の範囲内で本条および次条に定める報酬を支給する。
- 3 この法人は、代表理事に対して、別表第1に掲げる報酬を支払う。
- 4 代表理事以外の役員に対して、理事会への出席等、必要な業務を実施したとき、定額の報酬を支払う。
- 5 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、評議員会への出席等、必要な業務を実施したとき、定額の報酬を支払う。
- 6 この法人は、役員及び評議員に対し賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬額)

第4条 代表理事以外の役員及び評議員に対する報酬額は、理事会又は評議員会への出席等、必要な業務を実施したとき、1人1日当たり50,000円（源泉徴収税額控除後の額）とする。

(報酬の支給方法)

第5条 代表理事に対する報酬は、各年度の4月から9月分を6月末日までに、10月から翌年3月分を12月末日までに支給するものとする。

2 代表理事以外の役員及び評議員に対する報酬は、理事会への出席等、必要な業務を実施した月の月末日までに支給するものとする。

3 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。ただし、通貨をもって本人に支給することもできる。

4 報酬等は、法令に基づいて報酬から控除すべき税金を控除し、その残額を本人に支給する。

(費用)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、令和元年6月3日から施行する。

この規程は、令和3年1月25日から改正施行する。

この規程は、令和4年2月2日から改正施行する。

別表第1 役員の報酬額

・代表理事 年額100万円(源泉徴収税額控除後の額)